

## 民法改正のポイント(第2回)

### ～時効～

梅田総合法律事務所 弁護士 梁 沙織  
弁護士 望月 康平

#### ▶ POINT

- ① 民法改正により、債権の消滅時効の起算点・時効期間に重要な変更があります。
- ② 現行法の時効の「中断」と「停止」の仕組みが、「更新」と「完成猶予」として再整理されました。
- ③ どの債権に改正後の消滅時効の規定が適用されるのか、注意が必要です。

#### 1 はじめに

先般、民法の一部を改正する法律が成立しました。改正は多岐にわたりますが、特に債権の消滅時効に関する改正は、「いつまで権利を行使できるか」という法律関係の基本的な事柄に関する改正であり、企業の債権の時効管理の場面等、実務に大きな影響を与えるものです。本号では、前号の「保証」に引き続き、「時効」について、民法改正の重要な点をご紹介します。

#### 2 債権の消滅時効の起算点・時効期間の変更

##### (1) 一般の債権の消滅時効の起算点・時効期間

現行法は、一般の債権の消滅時効について、「権利を行使することができる時から10年」(現行民法166条1項)と定めており、その例外として、商事債権の5年(商法522条)や、飲食代金・宿泊代金1年、一定の売買代金債権2年、工事請負代金債権3年等の1～3年(現行民法170条～174条)の短期消滅時効を定めています。

改正民法は、商事債権や上記の職業別等の短期消滅時効の制度を廃止し、これまでの

「債権者が権利を行使することができる時から10年」に加えて、新たに、「行使することができることを知った時から5年」という一律の起算点・時効期間を定めました。

契約によって発生する債権(たとえば代金請求権、商品引渡請求権等)の場合、債権者は、通常、履行期(支払期限、引渡期限)を知っていますので、消滅時効の起算点は、履行期(=行使できる時=知った時)となると解されます。したがって、契約によって発生する債権であれば、商事債権かどうかや、売買代金が請負代金かといった契約の種類を問わず、原則として、「消滅時効は履行期から5年」になると考えて良いでしょう。

ただし、特別法による短期消滅時効の制度(たとえば、労働基準法115条で定められている賃金債権の2年の消滅時効等)はそのまま残される予定とされています。すべての債権の時効期間が一律に変更されるわけではないことに注意が必要です。

## (2) 一般の債権とは異なる起算点・時効期間

現行民法は、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効について、「損害及び加害者を知った時から3年」、「不法行為の時から20年」と定めており(現行民法724条)、今回の改正民法もこの定めを踏襲しています。

もっとも、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権に関しては、被害者を保護する必要性が高いことから、改正民法は、その場合の不法行為の時効期間を「知った時から5年」に伸長する例外規定を定めました(改正民法724条の2)。同様の例外は、不法行為の場合だけでなく、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権一般に定められています(改正民法167条)。その結果、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、それが不法行為(たとえば交通事故)を理由とするものであっても、債務不履行(たとえば労災)を理由とするものであっても、「知った時から5年」、「不法行為時・行使できる時から20年」の時効期間が適用されます。民法改正による変更点の概要は、下表のとおりです。

消滅時効の起算点・時効期間に関する新旧対照表(変更点に下線)

| 条文           | 債権の種類              | 時効期間                         |  |
|--------------|--------------------|------------------------------|--|
|              |                    | 改正民法                         | 現行民法                                     |
| 改正民法<br>166条 | 一般の債権*             | ①知った時から5年<br>②行使できる時から10年**  | 行使できる時から10年<br>商事債権5年<br>職業別等の短期消滅時効1~3年 |
| 改正民法<br>724条 | 不法行為による<br>損害賠償請求権 | ①知った時から3年***<br>②不法行為の時から20年 | ①知った時から3年<br>②不法行為の時から20年                |
| 改正民法<br>169条 | 判決等で確定した<br>権利     | 権利確定時から10年(変更なし)             |  |

\* 賃金債権の時効期間2年等、特別法による短期消滅時効の定めは残される予定

\*\* 人の生命・身体を害する損害賠償請求権の場合は20年(改正民法167条)

\*\*\* 人の生命・身体を害する損害賠償請求権の場合は5年(改正民法724条の2)

## 3 時効管理について

### (1) 改正の概要

現行民法は、時効管理の制度として、時効期間の進行を一時的にストップする場合やリセットする場合について、それぞれ、時効の「停止」・「中断」の定めを置いています。

改正民法は、時効の「停止」・「中断」を、それぞれ「完成猶予」・「更新」に変更して用語を整理しました。また、判例理論を明文化した他、下表のとおり、いくつかの点を変更しました。

## (2) 改正民法における時効管理に関する注意点

現行民法において、仮差押えや仮処分は、「時効の中断事由」(時効期間のリセット)とされていますが、下表の下線部のとおり、改正民法では「完成猶予事由」(時効期間の一時ストップ)に変更されています。

また、新設の「完成猶予事由」として、権利についての協議を行う旨の合意が書面等(書面又は電磁的記録、以下同じ)によってされた場合が追加されました。この制度により、権利についての協議を行う旨の合意が書面やメールでなされた場合、原則として、合意時から1年間(合意により短縮可)は時効が完成しないこととなります<sup>1</sup>。書面等により協議続行を拒絶する通知があった場合には拒絶通知時から6ヶ月の猶予期間が開始します。

なお、企業の日々の業務において、最も簡便な時効管理の方法(時効をリセットする方法)は、債務承認書の差し入れや、一部弁済<sup>2</sup>を受けること等ですが、このことは民法改正前後で変わりないでしょう。

改正民法における時効管理の制度(現行民法からの変更点に下線)

| 条文           | 事由   | 時効の完成猶予<br>(時効の一時ストップ)  | 時効の更新<br>(時効のリセット)                                |
|--------------|--|---|---|
| 改正民法<br>147条 | 裁判上の請求、<br>調停申立て等  | 申立て後、手続終了までは時効は<br>完成しない<br>取下げ等による終了の場合も、手<br>続終了時から6ヶ月間は時効が<br>完成しない  | 判決や調停成立等、権利が確定<br>したときは、確定時から新たに<br>10年の時効期間が進行開始 |
| 改正民法<br>148条 | 強制執行、担保<br>権の実行等   |   | 適法に手続が終了したときは、<br>手続終了時から新たに時効期<br>間が進行開始         |
| 改正民法<br>149条 | <u>仮差押え、仮処<br/>分</u>                                     |   | <u>非該当</u>  |
| 改正民法<br>150条 | 催告   | 催告時から6ヶ月間は時効が完<br>成しない、再度の催告は、時効の<br>完成猶予の効力を有しない   | 非該当   |
| 改正民法<br>151条 | <u>権利について<br/>の協議を行う<br/>旨の合意が書<br/>面等によって<br/>されたとき</u> | <u>次のいずれか早い時を経過する<br/>までは時効が完成しない</u><br>①協議を行う合意時から1年<br>②協議を行う期間を定めたとき<br>はその期間(1年未満に限る)<br>③書面等による協議続行拒絶通<br>知時から6ヶ月 | 非該当   |
| 改正民法<br>152条 | 承認   | 非該当   | 権利の承認の時から新たに時<br>効が進行し始める                         |

<sup>1</sup> 協議の合意による時効の完成猶予期間中に、再度協議の合意をした場合、再度の合意時から新たに時効の完成猶予期間が開始します(改正民法151条2項本文)。ただし、完成猶予期間は最長5年までです(同項但書)。催告による時効の完成猶予期間中に協議の合意をした場合や、協議の合意による猶予期間中に催告をした場合には、時効の完成猶予の効力は生じません(同条3項)

<sup>2</sup> 債務者が債務の全部を認識してその一部を弁済した場合には時効がリセットされますが、独立した複数の債務がある場合にその一つの債務を弁済した場合等には他の債務の時効はリセットされません。

## 4 改正民法の適用

改正民法は、公布日から3年を超えない日(平成32年6月2日)までに施行される予定です。

改正民法の施行日前に生じた債権には、改正民法の適用はありません。また、施行日以後に債権が生じた場合であっても、その原因である法律行為が施行日前にされたときには、改正民法の適用はありません。

したがって、たとえば、施行日より前に貸し付けた貸金や、施行日より前の契約による売掛金は、その履行期にかかわらず現行民法が適用されます。

改正民法施行によって、既に発生していた債権に改正民法が適用されて突然消滅時効が成立するといった事態は生じませんし、既に消滅時効が成立している債権が改正民法施行によって突然復活するといった事態も生じません。

## 5 最後に

時効制度の変更は、実務に大きな影響を与えることが予想されます。改正民法の施行前に、時効管理について、十分に確認・準備しておくことが重要です。

次号では、「民法改正のポイント」第3弾として、「定型約款」を紹介する予定です。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。電話またはメール([newsletter@umedasogo-law.jp](mailto:newsletter@umedasogo-law.jp))でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

8月から留学のため、米国ロサンゼルス(UCLA)ロースクールに通い始めて、はや1か月が過ぎました。ロサンゼルスに来て驚いたのが、日本よりもテクノロジーが日常生活に浸透していることです。例えば、こちらではほとんど現金を使わず、個人間のお金の受け渡しにはオンライン送金アプリを使うのが一般的ですし、保険や賃貸借に関する契約書の署名などもオンラインで済ませることが珍しくありません。また、UberやLyftなどの、アプリで配車を依頼する形のライドシェアサービスも広く普及しています。

もちろん、米国と日本では法制度や規制が異なる部分も多いものの、ロサンゼルスにおける以上のような状況を見るにつけ、日本においても新たなビジネスの参入・拡大の余地がまだまだ多く残っているように感じます。今回の留学では、米国の法制度についてだけでなく、世界の先端を行くビジネスモデルやテクノロジーといった部分にも注目していきたいと考えています。

(西口 健太)

## 梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>

UMEDA SOGO NEWS LETTER